

地域福祉の推進に向けた環境づくり

(総務省、厚生労働省)

少子・高齢化が進行している中、地域福祉の推進に向けては、住民自らが参加し行政と協働して推進する必要があるほか、地域全体で高齢者等を支えていくために安心して自立した地域生活を送ることができる仕組みづくりやその活用のための様々な施策の推進が必要である。

【提案・要望事項】

(1) 生活保護制度の改善 (厚生労働省)

- ・ 生活保護基準の改定
- ・ 冬季加算の認定額の改定等
- ・ 生活保護法の国庫負担金に係る返還金の弾力的運用
- ・ 介護保険施設におけるユニット型個室等の利用に係る無制限認可

(2) 行旅病人及び行旅死亡人取扱費に係る適切な財政措置 (総務省、厚生労働省)

【提案・要望の内容】

- ① 生活保護制度の改善に当たっては、地方の財政負担の軽減を図るとともに、以下の事項について充実強化を図ること。
 - ・ 生活保護基準については、級地の見直しも含め、国民の生活水準の実態を勘案し、消費動向を的確にとらえたものとする。
 - ・ 広域かつ積雪寒冷である本道の特性を踏まえた適切な冬季加算額を設定すること。また、物価急騰時には特別基準を設定するなど柔軟な対応を図ること。
 - ・ 国庫負担金の算定に係る返還金の取扱いについては、特別の事情がある場合は、収入年度において調整するなど、制度を弾力的に運用すること。
 - ・ 介護保険施設における生活保護受給者のユニット型個室等の利用を制限なく認め、生活保護受給者が必要なケアを受けられる制度設計とすること。
- ② 行旅病人の救護や行旅死亡人の取扱いに要する費用については、地方交付税により措置されているところであるが、人口に応じた積算と実際の負担額との乖離が大きいことから、実態に即した適切な財政措置を講ずること。

【提案・要望事項】

- (1) 重層的支援体制整備事業に係る財政措置（厚生労働省）
- (2) 市町村地域福祉計画の策定支援（厚生労働省）
- (3) セーフティネットの充実・強化（厚生労働省）
 - ・生活困窮者自立支援制度に係る人材養成・財政措置
 - ・セーフティネットの機能強化のための財政措置
- (4) 生活福祉資金特例貸付の債権管理事務のための財政措置（厚生労働省）
- (5) 民生委員・児童委員活動の推進（厚生労働省）
 - ・民生委員・児童委員の活動費に係る地方交付税額の増額
 - ・なり手不足解消に向けた方策の検討
- (6) 孤独・孤立対策の推進（内閣官房・内閣府）

【提案・要望の内容】

- ① 重層的支援体制整備事業を実施する際、必須事業である社会福祉法第106条の4第2項に定める全ての事業の実施がない場合や、既存の補助金等を重層的支援体制整備事業交付金に一本化しない場合についても、地域の実情に応じて、法に定める重層的支援体制整備事業と同様の取組を実施している場合は、国による財政措置を同様に行うこと。
また、都道府県に義務づけられている後方支援が永続的かつ円滑に進むよう、令和5年度以降の本事業及び移行準備事業における新たな機能分への国庫補助の継続も含め、現行の国庫補助を下回ることはないよう、必要な財政措置を講じること。
- ② 市町村が地域福祉計画を策定するための財政措置を講じるとともに、当該計画に基づく住民参加による地域の特色を生かした取組に対しても一層の財政支援を行うこと。
- ③ 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施のため、国は、都道府県が行う支援員養成の取組に対して必要な支援を行うとともに、将来にわたり支援員の養成研修を実施し、支援員の確保が困難な地域の実情に配慮して、資格要件に十分な経過措置期間を設けること。また、各実施主体が事業を着実に実施できるよう、国において必要な財源を確保し、国庫負担（補助）率の引き上げを行うなど、地方負担の軽減を図るために必要な財政措置を講じること。
地域福祉の推進や低所得者対策、生活保護の適正化や就労支援等の事業は、セーフティネットの機能強化等を図る上で重要な役割を担う事業であり、国の責任において、十分な予算を確保するとともに、地方負担に対しても地方財政措置を講ずること。
- ④ 生活福祉資金特例貸付について、貸付金の返済が生活の立て直しの妨げとならないよう、償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的な運用など更なる対策を講じること。
- ⑤ 民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の算定基礎となっている地方交付税積算基礎については、令和2年度に増額が図られたが、災害時の要援護者支援や児童虐待防止の取組などにおいて求められる役割が増大している中、なり手の確保と活動の一層の充実のため、さらなる増額を図ること。
また、複雑多様化する活動の実態を踏まえ、ICT化の推進により業務負担の軽減を図るなど、なり手不足の解消に向けた方策を検討すること。
- ⑥ 令和6年度からの「孤独・孤立対策推進法」の施行にあたり、都道府県は、国及び他の地方公共団体と連携し、孤独・孤立に係る施策を策定、実施する責務を有することとなるが、孤独・孤立対策に係る施策推進や人材の確保、民間団体の活動の促進等のため、国の責任において必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望事項】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 日常生活自立支援事業の推進 (厚生労働省)(2) 地域生活定着促進事業の円滑な推進 (厚生労働省)(3) 原子爆弾被爆者援護施策の充実 (厚生労働省)(4) 外国人無年金者に対する救済措置 (厚生労働省)(5) 中国残留邦人等に対する支援に係る都道府県負担の廃止 (厚生労働省) |
|---|

【提案・要望の内容】

- ① 権利擁護を要する方が増えている中、必要な方にサービスを提供できるよう、日常生活自立支援事業の利用の一層の拡大を図るため、都道府県負担をなくし、全額国庫負担とするとともに、生活保護受給世帯以外の一般利用者についても、利用料負担の軽減を図ること。
- ② 地域生活定着促進事業の円滑な推進を図るため、国の責任において、道内に4つある保護観察所が所管する圏域ごとに地域生活定着支援センターを設置できるように全額国費負担による財政措置を講じること。
- ③ 原子爆弾被爆者援護施策については、被爆二世に対する対策も含め、国の責任において支援の充実を図るとともに、介護保険等利用被爆者助成事業など地方自治体の負担が生じている事業については、事業費の全額を国庫負担とすること。
- ④ 昭和57年1月に国民年金上の国籍条項が撤廃され、在住外国人も国民年金に加入できることとなったが、既に60歳以上の者や20歳を超えた障がい者は加入することができず、また、無拠出の福祉年金制度も創設されなかったことから、外国人無年金者の福祉の向上を図るため、救済措置を講じること。
- ⑤ 在外邦人の引揚の支援等は、これまでも国の責任において実施されており、各自治体に居住する中国残留邦人等への支援は国の政策として行われているが、支援給付の実施機関は都道府県等とされ、支援給付金について地方負担が求められている。
中国残留邦人等への支援は、本来、全て国の負担にて行われるべきものであり、支援給付金についても、都道府県等の負担を廃し、国庫による全額負担とすること。

【提案・要望事項】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 福祉サービス第三者評価事業の推進 (厚生労働省)(2) 無料低額診療事業における調剤の充実 (厚生労働省)(3) 社会福祉施設等の耐震診断費用助成制度の創設 (厚生労働省)(4) 自力避難困難者が多数利用する社会福祉施設等における防火・防災対策を含めた安全対策の充実 (厚生労働省) |
|--|

【提案・要望の内容】

- ① 福祉サービス第三者評価事業については、事業者が受審のメリットを感じづらく、受審件数が全国的に伸び悩んでいる状況にある。このため、国の責任において、福祉サービスの質の向上などのメリットを周知するとともに事業者にとってインセンティブが働く制度とし、さらに積極的に推進していくため、受審費用に対する補助制度を導入するなど、事業者の負担軽減を図ること。
- ② 無料低額診療事業については、第2種社会福祉事業に位置付けられ、生計困難者が必要な医療を受ける機会が確保されているところであるが、院外調剤については、法的位置付けがなく当該事業の対象外となっており、無料又は低額な料金で診療を受けることができても、健康維持のために必要不可欠な調剤が受けられないことがあるため、国の責任において制度化すること。
- ③ 社会福祉施設等の入所者の安全・安心を確保するため、施設の耐震化整備を進めることは極めて重要である。耐震化促進は全国的な課題であるが、道内では昭和56年以前の施設で耐震診断を実施していない施設がまだ多数存在しており、早急に耐震性の有無について診断を受け、改修・改築を行うなどの対応を図る必要があるが、国土交通省で所管している耐震診断に係る国庫補助制度は、市町村の負担が大きいことから、十分に活用されていない。
国の負担率を引き上げ市町村及び社会福祉施設等事業者の負担を軽減するよう、調整を図ること。
- ④ 高齢者や障害者など、自力避難困難者が入所する社会福祉施設等の夜間・深夜における火災や自然災害の非常時の対応、適切なケアの確保や職員の不安及び負担の軽減などを図るため、夜間勤務の実態を踏まえた職員配置基準の見直しや介護報酬等における加算の取扱いを見直すこと。